

# 皆さんのご協力をお願ひします

平成  
22年度  
から

## 国民健康保険税の税率等を改正

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険、後期高齢者医療制度と並ぶ医療保険の一つで、病気やけがをしたときに、安心して医療機関で受診できるよう、みんなで助け合う制度であり、市が保険者となり運営をしています。

市は国保事業を展開するため、加入者の国保税と国・県などの負担金や、市の一般会計からの繰入金を主な財源とする独立採算の国保特別会計を設けています。

加入者が医療機関で受診した際の治療費などの7割を、この国保特別会計から負担しています。

### 国保税の税率等改正 (引き上げ) の背景

本市では近年、加入者の高齢化や医療技術の高度化により医療費の増大が進む一方で、国保税の税率等は、これまで据え置かれてきました。

表1 改正前と改正後の国保税率等

| 区分            | 平成21年度<br>(改正前)    | 改 正 後     |              |         |
|---------------|--------------------|-----------|--------------|---------|
|               |                    | 平成22・23年度 | 平成24年度<br>以降 |         |
| 医療分           | 所得割                | 4.80%     | 6.50%        | 6.50%   |
|               | 資産割                | 37.5%     | 30.0%        | 25.0%   |
|               | 均等割<br>(被保険者1人当たり) | 9,000円    | 15,000円      | 20,000円 |
|               | 平等割(1世帯当たり)        | 18,000円   | 20,000円      | 25,000円 |
| 後期高齢者<br>支援金分 | 所得割                | 3.0%      | 2.5%         | 2.5%    |
|               | 均等割<br>(被保険者1人当たり) | 9,000円    | 12,500円      | 12,500円 |
| 介護<br>納付金分    | 所得割                | 1.2%      | 1.3%         | 1.3%    |
|               | 均等割<br>(被保険者1人当たり) | 12,000円   | 12,500円      | 12,500円 |

表2 改正前と改正後の国保税納期

|     | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 改正前 |    |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 |    |
| 改正後 |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 |    |

◆納期の改正

今回の改正により平成22年度以降の税率等は表1の通り段階的に引き上げられます。本年度に引き続いて見込み、特例税率を設けました。

納税者の急激な負担増加を緩和するため、平成22～23年度の間は一般会計からそれぞれ7500万円の特別繰入金を拡大します。(表2参照)

税率等の改正にあたっては、納税者の皆さんは厳しい経済情勢の中、大きな負担をお願いすることになります。

市財政(一般会計)も厳しい状況の中、今後も国保事業の財源不足分を一般会計から継続的に補てんすることは困難な状況です。

### 平成22年度以降の税率等の改正内容

とが見込まれるため、一般会計から3億円の特別繰入金の補てんを行います。

### 《国保税額の参考例》

世帯主43歳：給与収入320万円(給与所得206万円)  
固定資産税10万円(土地および家屋のみ)  
妻42歳：所得なし 子(2人：15歳、12歳) 計4人世帯の場合

|           | 平成21年度<br>(改正前) | 改 正 後     |          |
|-----------|-----------------|-----------|----------|
|           |                 | 平成22・23年度 | 平成24度以降  |
| 医療分       | 174,500円        | 222,400円  | 242,400円 |
| 後期高齢者支援金分 | 87,900円         | 93,200円   | 93,200円  |
| 介護納付金分    | 44,700円         | 47,400円   | 47,400円  |
| 計         | 307,100円        | 363,000円  | 383,000円 |

将来にわたり医療費をはじめとする保険給付事業などを安定的に運営していくため、国保財政の健全化にご理解とご協力をお願いします。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額（年額）

| 所得区分               | 国民健康保険または<br>医療保険+介護保険 |                | 後期高齢者<br>医療制度<br>+介護保険 |
|--------------------|------------------------|----------------|------------------------|
|                    | 70歳未満の人                | 70~74歳の人       |                        |
| 上位所得者<br>(70歳未満)   | 126万円<br>(168万円)       | 67万円<br>(89万円) | 67万円<br>(89万円)         |
| 現役並み所得者<br>(70歳以上) |                        |                |                        |
| 一般                 | 67万円<br>(89万円)         | 56万円<br>(75万円) | 56万円<br>(75万円)         |
| 住民税<br>非課税世帯       | 低所得 II                 | 34万円<br>(45万円) | 31万円<br>(41万円)         |
|                    | 低所得 I                  |                | 19万円<br>(25万円)         |
|                    |                        |                | 19万円<br>(25万円)         |

※( )は初年度（平成20年度）の限度額 対象期間は平成20年4月1日～平成21年7月31日

- ・上位所得者（70歳未満）世帯全員の基礎控除後の所得金額が600万円を超える世帯
- ・現役並み所得者（70歳以上）同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の人
- ・低所得II（70歳以上）世帯全員が住民税非課税の人
- ・低所得I（70歳以上）世帯全員が住民税非課税で所得0円（年金受給額80万円以下）の人
- ・一般 上記のいずれにも該当しない人

◆対象となる世帯は？

同じ医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・その他の健康保険）に加入している世帯を単位として毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間（平成20年度分については平成20年4月1日～平成21年7月31日の16か月間）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を500円以上超えている世帯です。（※医療保険と介護保険の両方の自己負担が無い世帯は対象となりません）

◆対象となる自己負担額は？

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護サービスの適用を受けた後の自己負担の合計額です。

◆対象となる自己負担額は？

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護サービスの適用を受けた後の自己負担の合計額です。

平成20年4月から「高額医療・高額介護合算療養費制度」が導入されました。この制度は、同じ世帯で利用した医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を合算し、高額となった場合に限度額を超えた分を支給するものです。これまで医療保険と介護保険のそれぞれに月単位の限

度額が設定されていて「高額療養費」「高額介護サービス費」として支給する制度がありましたが、それでも両方合わせると高額になってしまふ世帯が少なくありませんでした。「高額医療・高額介護合算療養費制度」はこの負担を軽減するために始まりました。

### ◆対象となる世帯は？

## 高額医療・高額介護合算療養費制度の申請が始まります

利用者負担を軽減できます

### ◆申請方法は？

基準日（7月31日）に加入

していただいた医療保険の窓口に申

請してください。国民健康保

険・後期高齢者医療制度に加

入していて、今年度対象にな

ると思われる世帯には関係書

類が郵送されます。

ただし、平成20年4月1日～平成21年7月31日までの間

に①市外から転入した人、②

加入していた医療保険に変更

があった人には通知されませ

んで、該当すると思われる

人は窓口へ問い合わせてくだ

さい。国民健康保険・後期高

齢者医療制度以外の医療保

險に加入している人は、加入し

ている健康保険組合に問い合わせてください。

【支給例】

夫妻とも75歳以上（一般）の場合  
(夫) 入院して診療を受けました  
⇒医療費の負担額 1か月／4万4400円  
(妻) 介護サービスを利用しました  
⇒サービス費の負担額 1か月／3万7200円  
これまで1年で97万9200円の自己負担  
⇒「高額医療・高額介護合算制度」導入後は…  
自己負担の合計額 - 自己負担合算後の限度額  
(97万9200円) (56万円)  
⇒⇒⇒41万9200円が支給されます

### 登録受付を行います

## 平成22年度分 市臨時職員募集

### 職種および条件

| 職種               | 賃金                                 | 勤務時間  | 資格等 |
|------------------|------------------------------------|---|-----|
| 一般事務             | 日額 6,160円                          | 8:30～17:15                                    | 不要  |
| 保育士・幼稚園教諭        | 日額 7,600円                          | 8:30～17:15                                    | 必要  |
| 保健師              | 日額 9,600円<br>時間額1,239円             | 8:30～17:15                                    | 必要  |
| 看護師・栄養士<br>歯科衛生士 | 日額 8,400円<br>時間額1,084円             | 8:30～17:15                                    | 必要  |
| 調理員              | 時間額 850円                           | 給食センター勤務<br>8:30～16:15<br>保育所勤務<br>8:30～14:30 | 不要  |
| 児童クラブ指導員         | 月額118,000円<br>時間額 950円<br>または 870円 | 13:30～18:30                                   | 不要  |

※上記条件については、変更になる場合があります。  
※市民病院およびそうさぬくもりの郷については市民病院事務局（☎72-1525）まで直接問い合わせください。

対象…心身ともに健康な人 登録有効期間…4月1日から1年間（平成21年度登録者は手続き不要）  
採用時期・期間…平成22年4月1日以降1年内  
※登録方法など詳細は総務課人事班☎73-0084まで

問市民課国保年金班・保  
援課介護保険班☎73-0086、高齢者支  
班☎73-0033